

子ども・子育て支援新制度に係る条例骨子案の概要(国基準との相違点)について

資料 5

(仮称)大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

項目	国基準（平成 26 年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第 1 号）	大阪市基準案
学級の編制	3～5 歳児の 1 学級の幼児数 35 人以下	3 歳児の学級のみ 25 人以下、4・5 歳児の学級は 35 人以下
設備	乳児室（満 2 歳未満ほふくしない 1.65 m ² /人以上） ほふく室（満 2 歳未満ほふくする 3.3 m ² /人以上）	乳児室又はほふく室（乳児 5.0 m ² /人以上、満 2 歳未満の幼児 3.3 m ² /人以上）
	調乳設備及び沐浴設備について規定なし	調乳設備（乳児） 沐浴設備（3 号）設置要
食事の提供	自園調理原則、満 3 歳以上一定の要件のもと外部搬入可	国基準に同じ（ただし、外部搬入の場合、栄養士等の配置が努力義務）

(仮称)大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

項目	国基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）	大阪市基準案
家庭的保育事業の設備	保育室等の設置階について規定なし	保育室を 2 階以上に設置する場合は、国省令第 28 条第 7 号に掲げる要件に該当要
家庭的保育事業及び C 型の設備	幼児用バス（沐浴槽）について規定なし	幼児用バス（沐浴槽）設置要
A 型、B 型、事業所内保育事業の設備	沐浴設備、幼児用トイレ及び幼児用手洗いについて規定なし	区画された沐浴設備及び幼児用トイレの設置、また施設内に幼児用手洗いの設置要
家庭的保育事業の職員	保育者 1 人で 3 人まで保育、保育補助者がいる場合は 5 人まで	少なくとも家庭的保育者及び保育補助者各 1 人以上配置要
C 型の職員	保育者 1 人で 3 人まで保育、保育補助者がいる場合は 5 人まで	乳幼児 5 人まで家庭的保育事業の職員大阪市基準に同じ、8 人までは少なくとも保育者 2 人及び補助者 1 人、9 人から 10 人までは少なくとも保育者及び補助者各 2 人以上配置要
食事の提供の経過措置	省令施行後 5 年間、弁当又は外部搬入可	条例施行日以前日までに保育ママ事業要綱等に基づき選定された事業所が施行日後に家庭的保育事業又は C 型の認可を得た場合で、市長が認める場合のみ、弁当又は外部搬入可。
小規模保育事業の保育室等の設置階	省令第 28 条第 7 号に規定のとおり	条例施行日以前日までに小規模保育事業要項等に基づき選定された事業者は、要項等の例による。
利用定員に関する経過措置	省令施行後 5 年間は C 型の利用定員 6～15 人でも可	C 型の利用定員に関する経過措置を設けない。

（注）小規模保育事業 A 型、B 型、C 型は、それぞれ A 型、B 型、C 型と略して記載している。

(仮称)大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

項目	国基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）	大阪市基準案
特定教育・保育施設の運営規程	運営規定に食事の提供方法について明記なし。	運営規程に定めるべき事項に「食事の提供方法等（外部搬入の有無、アレルギー対応状況、栄養士等の配置状況（幼稚園は除く）等）」を加える。
特定地域型保育事業の運営規程	運営規定に食事の提供方法及び連携施設の設定状況について明記なし。	運営規程に定めるべき事項に「食事の提供方法等（外部搬入の有無、アレルギー対応状況等）及び連携施設の設定状況」を加える。